

送付書類確認シート

書類を送付する前に確認して、口にレ(チェック)してください。

※①～⑤の書類は申請者全員が送付してください。
該当がある方は、⑥、⑦の書類も送付してください。

確認 ■ ① 申請書

「記入例」を参考に、表面・裏面とも記入してください。氏名の横に必ず押印してください。

確認 ■ ② 本人確認書類

(例) ・運転免許証 ・健康保険被保険者証 ・マイナンバーカード ・在留カード
・旅券(パスポート) ・年金手帳 などの写し(ただし、申請日において有効なものに限る)

「本人確認書類」と現在の氏名、住所が異なっている場合、補足資料が必要となります。

*氏名が異なる場合の補足資料 改姓・名の前後過程を確認できる戸籍謄本又は抄本

*住所が異なる場合の補足資料 ① 住民票 又は ②現在の住所が記載されている申請者が契約者である公共料金領収書などの写し

* 確認 ■ 代理人申請の場合(代理人は、法定代理人又は弁護士に限られます。)

- ①被害者本人の「本人確認書類」
- ②代理人自身の「本人確認書類」
- ③法定代理人たる地位を示す書類(審判書謄本等)又は弁護士に対する委任状など

* 確認 ■ 一般承継人(相続人が被害者本人の配偶者および子の場合)申請の場合
(相続人が被害者本人の「配偶者」および「子」以外の場合はお問い合わせください。)

- ①一般承継人の「本人確認書類」
- ②被害者本人の「除籍謄本(抄本)」
- ③一般承継人の「戸籍謄本(抄本)」

確認 ■ ③ 被害状況別紙

被害が多数ある場合は、適宜コピーをして使用してください。
なお、横浜地方検察庁ホームページからもダウンロードできます。

確認 ■ ④ 被害金額が確認できる書類の写し

「ご利用明細書」、「通帳」、「犯人からの手紙」等の各写し。手帳写しなど。
これらの書類がない場合、②の「被害状況別紙」にお金を送付した状況等を詳しく記載してください。

確認 ■ ⑤ 申請人名義の預(貯)金口座通帳内(うち)表紙写し ※ネット銀行不可

通帳表紙をめくった「金融機関、支店名、名義人、口座番号」等が記載されているページが内(うち)表紙です。申請人名義のキャッシュカード(表面のみで可)の写しでも結構です。

確認 ■ ⑥(該当者のみ)犯人側から賠償金等名目で金銭を受けた場合

受領した金額を特定できる示談書や領収証、通帳などの写し

確認 ■ ⑦(該当者のみ)他の申請人との間で合意がある場合

他の申請人又は申請人となるべき者との間で各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その合意書面などの写し